

## 解題 村上茂夫家文書

### 史料の概要と特色

はじめに

昭和 24 年 8 月に陸前の気仙沼周辺を訪れた日本常民文化研究所の調査員宇野脩平が、気仙沼大島で村上茂夫氏宅を訪れた経緯については、先の「村上茂夫家文書の来歴」で記した。

「村上茂夫家文書」は、現在水産総合研究センターに収蔵されている史料群の中であって、全体の分量・旧家の一括史料群としての多岐に渡る内容、中でも三陸の近世末から近代にかけての鰹・鮪・鯖・鮫・鰯などの漁業の概況や漁業組合の動向を示す史料など、いずれの要素においても重要な位置を占めるものといえる。本稿では、「村上茂夫家文書」の概要と特色を、史料の内容に即して略述することにした。

### 村上茂夫家の源流

村上茂夫家は、近世において表百姓（あるいは本百姓）と呼ばれる村の有力層であり、なかでも小肝入を務めたことのある家でもあった。表百姓は検地において、その居住地の屋敷名が記載される。これは表百姓のみに許された特権であり、村上家は西ノ崎屋敷と呼ばれていた。

また表百姓は名子を抱え耕地を小作させていたが、名子は表百姓から別家した家のほか、譜代の名子として表百姓に仕えた家もあった。表百姓と名子の集団を親類と呼び、三陸地方では重要な社会単位となっていた。「村上茂夫家文書」においても、表百姓である西ノ崎屋敷と親類が連署した文書が残されている（目録番号 128）。

また小肝入という役職の具体的な内容は不明ながら、仙台藩における庄屋・名主を意味する肝入を補佐する立場であったと考えられる。

ところで村上家は大島においても有数の旧家であるが、その起源ははっきりとしていない。「安永風土記御用書出」（『宮城県史』26 資料編 4）によれば、村上帯刀の祖父、村上越後のときに帰島したとある。

また『小野寺菊四郎家文書（駒形家文書）』（中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所蔵筆写稿本）によれば、西ノ崎屋敷越後・駒形屋敷伊預など八人の屋敷名をもつ表百姓が、檀那寺を本吉郡岩月村の万福寺（別所山満福寺）から大島の長命寺に移したことが記述されている。駒形屋敷伊預の子、伊兵衛が延宝七年（1679）から貞享四年（1687）の間に肝入を務めていることが確認されるため、村上越後は 17 世紀中頃の人物であり、岩月村の出身であったと考えられる。

この八名の表百姓の檀那寺変更には、大島村の成立事情とも大きく関わっていると考えられる。大島村の成立は遅く、寛永頃（1624～1644）に一つの村として独立したとされている。それ以前は対岸にある気仙沼村・松崎村・岩月村の三ヶ村の領域に含まれ、島内もそれにともなって三つの地域に分かれていた（「片浜大谷の内はまにて御さ候村御蔵入之所かきぬき仕り指上申候御事」「石母田家文書」大島誌 p59）。

長命寺に檀那寺を移した人びとの屋敷名を確認すると、現在の要害地区から崎浜にかけての地名であり、この島の南端部分が岩月村の領域だったのだろう。岩月村の住人であった村上家が漁業権の関係から大島へ権利を伸ばしていくなかで、大島に定住するようになったと考えられる。

岩月村住人としての村上家以前については不明であるが、中世における当地の太守であった葛西氏の旧臣に村上氏が存在し、岩月村の隣村である松崎村に所領を得ていた（「矢作梅木家文書」天正五年八月五日葛西晴信知行宛行状）ことを考慮するなら、この村上氏の後裔であった可能性は高いと思われる。

（文責 萬井良大）

#### 気仙沼大島と村上家

村上茂夫氏は採訪時の同家のご当主であり、現在は子息の茂二氏が跡をついでいる。村上家は気仙沼湾を望む気仙沼大島の南西、要害と呼ばれる地に位置する。要害は気仙沼湾に突き出した西ノ崎鼻と呼ばれる岬の付け根にあり、その名称の由来は「礫岩層の海岸線が波浪のため削られて屏風のように屹立した地形のためと思われるが、中世館があったことによる呼称とも考え」（『角川日本地名大辞典 4 宮城県』）られる。仙台藩における「要害」の制度との関連も考慮する必要がある（小林清治「仙台藩の「要害」について」角川日本地名大辞典「宮城県」月報）

近世期の気仙沼大島は仙台藩の本吉郡北方に属し、大島村一村によって形成されていた。安永 9（1780）年 4 月に大島村から仙台藩に提出された「風土記御用書出」によれば、「当村は往古より大嶋と相唱又薬師島共申候由之處慶長年中願之上大嶋村と罷成候由」とあって、古くから薬師島とも称され、慶長年間（1596～1615）に一村を願い出た。実際に大島村が成立したのは寛永年間と見られる（『大島誌』 p 61 参照）。

安永 9 年の家数は 336 軒、1746 人が居住し、田代が 27 貫 552 文に対し、畑代が 41 貫 810 文で、農業については畑作の割合が全体のおよそ 60%を占めていた。畑は主に麦作が行われていた。他に海上高が 4 貫 940 文あった。また船は 49 艘で、520 石積・420 石積・390 石積の天当船 3 艘を持っていた。これは廻船で、海産物や藩の御蔵米の江戸回漕に従事していた。また、釣溜船が 3 艘あった。これは後述する鰹の一本釣を行う鰹釣溜め船で、村上家においても主要な経営種目であった。

「風土記御用書出」に「代数有之御百姓」として表百姓 40 家があげられている。これは寛永年間に大島村が成立した際の本百姓として、寛永 18（1641）年の検地で「御竿答」に記された家であった。その中に「七代相統西崎屋敷小肝入作兵衛」とあるのが、後の村上茂夫家である。小肝入の役職内容は定かではないが、

名主にあたる肝入の補佐を務めたものであろう。40 家の中に「小肝入」と書かれている家が他に 3 家あり、「仮肝入」「御判肝入」の名も見える。「風土記御用書出」が書かれた安永 9 年には、すでに表百姓は 276 人を数えている。寛永 18 年から安永 9 年までのおよそ 140 年の間に、8 倍近くに増えたことになる。「御判肝入」は産馬や商業についての実務を取り扱っていた（『大島誌』 p 79 参照）。

「村上茂夫家文書」の天保 5（1834）年の年貢割付に関する史料（目録番号 33）には「小肝入 惣蔵」の名が、また慶応 4（1868）の軍用金の取立てに関する史料（目録番号 114-1）には「小肝入 作兵衛」の名が見え、年貢納入などの実務にあたっていたようである。恐らく明治になって新しい行政区画に変わるまで、西ノ崎屋敷村上家は代々小肝入の地位にあったのであろう。

なお、本史料群に登場する村上家の当主は、「安永風土記御用書出」の記述及び茂二氏への聞き取りによって、幕末の作兵衛以降次のものであったと考えられる。

作兵衛一作右衛門一栄作一茂夫（史料探訪時の当主）一茂二（現当主）

#### 「村上茂夫家文書」の概要

「村上茂夫家文書」は総点数 6500 点を越え、もっとも古い史料は明和 7（1770）年の「手間取証文之事」（目録番号 1）、もっとも新しい史料は昭和 16（1941）年の「通常総会召集通知」（目録番号 748）他 2 点の「大島村信用購買販賣利用組合」に関連する史料である。すなわち、本史料群は 18 世紀後半の近世中期から太平洋戦争が始まる前後までの、およそ 170 年間に亘る気仙沼大島の様子を伝える一括史料群である。その内容は、村上家の大島村における役割や生業を反映しており、大別して次ページの表 1 のように分類することができる。

A の大島村小肝入業務関係は、仙台藩の御蔵入地（直轄地）だった大島村の年貢収納などに、肝入を補佐してたずさわった際の下札などである。

B の馬改め関係は、平磯村で行われた二才馬の検査に関するもので、三才になるとその一部が藩によって買い上げられた。寛政 8（1796）年の「書上扣」（目録番号 2-30）によると、去年の馬改めで検査した大島村の馬 115 匹が、寛政 8 年 12 月 18 日に平磯村で再度検分され、一部が買い上げられたり、せりにかけて売りに出されたりしている。同時に死馬や病馬も届けられており、一頭一頭きびしく管理されていたことがうかがえる。村上作兵衛が産馬の運営に関わっていたことは、「寛政四年式歳御替金被下置候諸入料代割方左ニ」（目録番号 2-8-3）の産馬の下賜金割り方の筆頭に「作兵衛」の名が見えることから明らかであろう。

C の漁業関係史料は、近世・近代を通じてもっとも多くを占め、本史料群の特色をなすものであり、後述する。以上が近世の史料になるが、全体の 10%に満たない。残る大多数の史料は近代であり、中でも明治・大正期の史料が多い。

村上茂夫家文書の主な項目（表1）

（ ）は目録の番号

時代区分		分類	内容	主な史料の標題
近世 明和7(1770) ～ 慶応3(1867)	A	大島村小肝入業務関係	小肝入の業務に関連する年貢収納等の史料	「大島村御蔵入御年貢下札」(4) 他
	B	馬改め業務関係	平磯村における二歳馬の馬改めに関する史料	「天明貳年分御式才御替金駒口諸入用割方左ニ相渡候覚」(2-4-1) 他
	C	水揚帳簿などの漁業関係	鯉・鯖・鮪・赤魚等の漁業経営に関する史料	「大網勘定一紙(入料・鮪6本・釘等勘定帳)」(138)、 「鯉舟水上賣金扣帖」(63-1)「鯖鮪水上賣金帳」(65-45) 「赤魚舟水上賣金覚帖」(59-1) 他
近代 明治元(1868) ～ 昭和16(1941)	D	大島村の行政関係	村扱、戸長役場、大島村役場に関する史料	「(不就学生徒の入校取計いにつき御達)」(809)、「地券税并國税地方税取立(帳)」(224)、「(伝染病豫防費豫算書)」(519) 他
	E	水揚帳簿などの漁業関係	鱈・鯖・鮪・鯉・鰈・鮫等の漁業経営に関する史料、水主との貸借関係、水産物の流通・加工に関する史料、網船の経営に関する史料 大島村漁業組合の運営に関する史料	「鱈網水揚売賣金扣帳」(44-24)、「鯖鮪船水上賣金覚帳(三番舟)」(65-37)、「鯉舟大漁水上賣金扣帳(新船)」(334-3)、「鰈網舟水揚賣金覚帳(新船)」(277-6)「(鯉塩漬水産加工品付札)」(35-28) 他
	F	家政関係、私信等	郵便事務に関する史料、大島神社・西光寺・長命寺関係、軍事郵便など私信、	「明治十四年日本帝国郵便規則抄録」(355)「(長命寺什物書上)」(212)「(戦地での生活について近況報告)」(700-78) 他

近代の史料を概観すると、Dの大島村の行政に関する史料は、古くは明治初頭の市町村制が施行される前の行政に関わるもので、明治7(1874)年6月「大島村村扱任命状」(目録番号179-1)で大島村村扱に村上作兵衛が任命されたことが見える。なお、作兵衛は同年12月に同職から離れている。また、明治11(1878)年

11月「地券税并國税地方税取立(帳)」(目録番号 224)は、大島村戸長として村上作兵衛の名が見え、少なくとも明治14年の5月までは作兵衛がその職についていた(「明治十三年度捕魚税2円75銭受取證」(目録番号 340-1)。また、明治32年の史料に「大島村長 村上作右衛門」とあって(目録番号 516-1)、作兵衛の跡を継いだ作右衛門が大島村の第2代・3代の村長を務めていた頃のものである(『大島誌』)。以上、明治の後半期まで、村上家の作兵衛・作右衛門が変動の激しい大島村の行政組織の中核にいたのは、近世以来屋敷を構え、表百姓として小肝入の地位にあったことの結果であろう。

一方、明治35年9月22日、大島村漁業組合創立総会が菅原熊治郎を議長として開催され、設立された大島村漁業組合の理事に村上作右衛門の名が見え(『大島誌』p430)、以降漁業組合にも関わりを持ち続ける。漁業組合運動については別稿の「大島村の漁業組合運動と発展」をご参照いただきたい。

Eの漁業関係史料は、先に記したように本史料群の中心を占めるものであるから、次節でいくらか詳細に触れることにしたい。

#### 村上茂夫家文書に気仙沼大島の漁業

村上茂夫家文書の漁業関係の史料(表1のC及びD)の多くを占めるのが海産物の水揚、仲買、船経営等に関わる諸帳簿である。嘉永元(1848)年の「鱈網水上帳」(目録番号 44-1)がもっとも古く、昭和12(1937)年の「漁船大漁経営帳」(目録番号 730-8)がもっとも新しい。およそ80年にわたって漁の種類別に残されており、主な魚種は赤魚、鱈、鰹、鯖、鮪、鰈、鮫である。

表2をご覧いただきたい。嘉永6年から大正元年までの帳簿の作成年を漁種別に示したもので、村上家に残された漁業帳簿は概ねこの範囲に収まる。これを見ると、明治20年頃を境に、それ以前と以後では漁の様相に幾らかの違いがあることがわかる。近世から明治20年頃までは、赤魚・鱈・鰹・鯖・鮪がもっぱら漁獲されていたが、明治7年から20年頃の間は順に赤魚・鱈ついで鯖・鮪の漁が行われなくなり、かわって鰈・鮫が増える。鰹漁のみは近世から明治の後半まで継続し、昭和になると動力船による遠洋の鰹漁も行われるようになった。

「安永風土記御用書出」には、安永期の大島村の産物として「鱈、赤魚、鮪、青魚(鯖)、鰹、鯛、蛸、鰻、鮑、海鼠、岩花(ホヤ)、和布、海苔、石海苔、海鹿(ヒジキ)」があげられている。これらの産物のうち前半に記されている鱈・赤魚・鮪・鯖・鰹の5種は村上家の諸帳簿にも見えるもので、少なくとも明治前半までは、村上家の漁業経営は気仙沼大島全体の漁業の傾向とはほぼ符節を合わせており、網や複数の船の乗り手(水主)を必要とする中規模以上の漁業を担っていたことが分かる。

「村上茂夫家文書」に漁業に関する史料がはじめて見えるのは、寛政8(1796)年の「御塩拝借証文之事」(目録番号 12)で、作成者として「大島村五十集人作兵衛」と記されている。「五十集人(いさばにん)」は漁業に携わるもの全体を指すこともあるが、一般には魚介類の卸売りに関わる商人を指す。これは魚の輸

「村上茂夫家文書」の水揚帳簿・魚種別年代分布表(表2)

		a赤魚水揚の帳簿	b鱈網水揚の帳簿	c鯉船水揚の帳簿	d鯖鮭網水揚の帳簿	e鯉水揚の帳簿	f鯉鮭網水揚の帳簿	
近世	年号 西暦							
	嘉永6	1853						
	安政1	1854						
	安政2	1855						
	安政3	1856						
	安政4	1857						
	安政5	1858						
	安政6	1859						
	万延1	1860						
	文久1	1861						
	文久2	1862						
	文久3	1863						
	元治1	1864						
	慶応1	1865						
	慶応2	1866						
	慶応3	1867						
	近代	明治1	1868					
		明治2	1869					
明治3		1870						
明治4		1871						
明治5		1872						
明治6		1873						
明治7		1874						
明治8		1875						
明治9		1876						
明治10		1877						
明治11		1878						
明治12		1879						
明治13		1880						
明治14		1881						
明治15		1882						
明治16		1883						
明治17		1884						
明治18		1885						
明治19		1886						
明治20		1887						
明治21		1888						
明治22		1889						
明治23		1890						
明治24		1891						
明治25		1892						
明治26		1893						
明治27		1894						
明治28		1895						
明治29		1896						
明治30		1897						
明治31		1898						
明治32		1899						
明治33		1900						
明治34		1901						
明治35	1902							
明治36	1903							
明治37	1904							
明治38	1905							
明治39	1906							
明治40	1907							
明治41	1908							
明治42	1909							
明治43	1910							
明治44	1911							
大正1	1912							

送に欠かせない塩の取引に関する史料で、このほかにも、文政あるいは天保の年号をもつ、鰹・鮪・鯛・鱈等の塩漬け加工の際に作成されたと思われる付け札が多数残されている（目録番号 35）。寛政から天保にいたる間、村上家が魚介類の集荷・加工・輸送などに関わっていたと考えられる。

明治以降の漁業の概況及び水揚げ帳簿についての分析は、「明治 20 年代初頭における水揚概況」及び「大島村の漁業組合運動と発展」の稿に詳しい。ここでは主に近世の漁業諸帳簿の概要について記す。

先に記したように、村上家において近世に漁獲していたのは主に鰹・鱈・赤魚・鯖・鮪の 5 種類である。これらはそれぞれ生息域がことになっており、漁法や漁期に違いがある。安政 2（1855）年～同 4（1857）年の帳簿を例に略述する。

安政 2（1857）年及び安政 4 年には a「赤魚舟水上売金以料控帖」（目録番号 59-3）、b「鱈網水上賣金扣帖」（目録番号 44-2）、c「鰹舟水上賣金扣帖」（目録番号 63-4）、d「鯖鮪水上賣金扣帖」（65-7）の 4 種類の水揚帳簿が作られている。概ね近世においては、村上家の漁業経営はこの 4 種類の漁を中心に展開したと考えられる。

#### a 安政 2 年正月吉日「赤魚舟水上売金以料控帖」

赤魚は、房総以北の太平洋岸に広く分布するメヌケあるいはバラメヌケとも呼ばれ、メバルの仲間の底魚である。魚体が赤く、ぎょろりとした大きな目も特徴的である。漁法は海底に設置する刺網で捕獲したものであろう。上記の帳簿の記述によると、安政 2 年だけを見ると、1 月 9 日から 2 月 26 日まで水揚げがあり、もっとも多い日で 2 月 22 日に 300 枚の赤魚が上っている。この年は 1406 枚の水揚げが記録された。

赤魚の取引に関する天保 7（1836）年の覚えが残っており、19 世紀の前半期から村上家が赤魚漁に関わっていたと考えられる。しかし、明治 6（1873）年を最後に村上家文書から赤魚の水揚げ帳簿は姿を消す。『奥羽日々新聞』明治 20 年 12 月の記事に「漁況盛衰の調査」と題する老漁夫からの聞き取りが掲載されており、そこには赤魚が天保まで大漁だったが、近年減少した旨が記されている（『気仙沼市史IV近代現代編』）。実際、明治 6 年の「赤魚舟水上売金控帖（帳）」によれば、この年は漁期が 1 月 28 日から 3 月 29 日と、安政 2 年より 1 ヶ月ほど長かったにもかかわらず、赤魚の水揚げは 885 枚と半分近くに減少しており、先の漁夫の証言を裏付けている。また、この帳簿には少ないながら鱈・鰯の水揚げも記録されており、また、赤魚と記されていても「並」と「抜」に分類されていることがある。メヌケを「目抜」と書くことがあるので、「抜」もその類であろうか。はっきり「目抜」と表記されていることもあるが、これらも「赤魚船」の水揚げ帳簿に記載されている。「赤魚」と呼ばれる魚は他にアコウダイなどがあり、見た目も似ていて見分けるのは容易ではない。いくらか幅のある概念といえようか。



b 安政 4 年 1 月吉日「鱈網水上賣金扣帖」

安政 4 年 1 月吉日「鱈網水上賣金扣帖」によれば、11 月 18 日に初めの水揚げがあり、翌年の 1 月 2 日に最後の水揚げを記録している。もっとも多い日は 12 月 6 日の 130 本で、少ない日は 2 本となっている。漁期が終わると売上げ代金から諸経費を引き、残りを 8 人で割っている。これは代分けと呼ばれ、船頭や船主の取り分を除いた後、船の水主で均等に配分していた。鱈網船は 8 人前後の水主で漁を行っていたのであろう。鱈は底魚で、底刺し網のようなもので漁獲されたのであろう。鱈網漁の帳簿は、明治 20 年を最後に見えなくなる。代わって同じ底魚の鰈、さらに明治 27 年以降は鮫漁が行われるようになった。これも詳細は「明治 20 年代初頭における水揚概況」を参照していただきたい。

c 安政 2 年 1 月吉日「鯉舟水上賣金扣帖」

鯉船の水揚げに関する帳簿は、嘉永 7 年から明治 44 年までの 60 年ほどの間に作成されたもの 94 冊があり、これらは鯉釣溜め漁と呼ばれる一本釣り漁によるものである。「安永風土記御用書出」にも「釣溜船」と記され、鯉の群れに生きた鯛をまいておびき寄せ、一本釣りする。この漁法は紀州の漁民によってもたらされたことが、「鈴木國男家文書」に記されている。それによると延宝年間（1673～1681）に唐桑村の勘右衛門と源右衛門は、折から黒潮にのってやってきた紀州の鯉釣溜め船の操業を受け入れ、彼らの先進技術の当地への移入を図ろうとしたが、唐桑村の漁民の反対にあっている（宇野脩平『陸前唐桑の史料』）。

鯉釣溜め漁とは、生きた鯛を生け捕りにして船上で活かして置き、沖合で鯉の群と遭遇した際、これらの餌をまいておびき寄せ吊り上げるものである。棒受網による鯛の生け捕りや海水を適宜くみ上げながら餌鯛を生かすなど、随所に新しい工夫がほどこされている。紀州印南・三輪崎の漁民は黒潮に乗って鯉を追いかけるように北上し、房総半島さらには三陸沖にまで達した。各地で鯉釣溜め漁の技術を伝えている。

昭和 5 年「鯉舟大漁経営帳」（目録番号 730-1）をはじめ、昭和期の鯉船の経営帳簿が 3 冊残されている。これはいわゆる「和船時代」（もっぱら和船によって漁業が行われていた時代をさす。近世期から明治時代後半まで）の鯉釣溜め船ではなく、動力船による遠洋漁業の船で、「萬亀丸」「共栄丸」の船名が見える。

安政 2 年 1 月吉日「鯉舟水上賣金扣帖」を材料に、近世の鯉漁について記す。安政 2 年の場合、漁期は 7 月 11 日～9 月 19 日で、鯉の大きさを大中小の 3 種類に分け、大 5 本、中 339 本、小 83 本、合わせて 427 本の水揚げを記録している。米代、たも網代、麻代などの必要品の購入は 6 月 1 日から始まっているので、そのころから鯉船の操業が準備されていたのだろう。餌鯛は大水網など大島の鯛網の漁業者から購入していたようである。「入船酒代」など酒代の記載が多く見られる。これは、船頭および水主が船の経営者である村上家と船に乗り込む契約をする際、杯をかかず習慣があったことと関連がある。安政 5 年の「鯉舟水上賣金扣帖」は「本舟」と書かれた帳簿と「新舟」と書かれた帳簿 2 冊があり、恐らくその後一貫して、村上家では 2 艘の船が別々に操業していたと考えられる。



d 安政2年正月吉日「鯖鮪水上賣金扣帖」

鯖と鮪の水揚げが同じ帳簿に記載されている。これは、両者の魚類としての共通性に由来している。鯖も鮪も同様にサバ科に属しており、春から秋にかけて、黒潮によって中層域の海を回遊する。それらを流網と呼ばれる、海底に固定しないで海中にただよわせた刺網で捕獲した。安政2年正月吉日「鯖鮪水上賣金扣帖 新舟」によれば、4月19日にはじめの鮪の漁獲があり、28日まで続いている。5月23日から鯖の水揚げが始まり28日まで続いている。鮪漁が先にあり、次いで鯖漁が行われていた。これを同じ船、同じ漁法で行っていたために、同一の帳簿にまとめられたのであろう。

嘉永7年の「鯖鮪水揚小引扣帖」は、鯖鮪網に関する帳簿としてはもっとも古いものだが、表紙に「新舟」と表示されている。この頃すでに、2艘の船が用いられている。しかし、安政6(1859)年には、本舟・中舟・小舟の3艘に、元治2(1865)年以降は明治19(1886)年に至るまで、本舟・中舟・三番舟・四番舟の4艘分の帳簿が作成された。

近代の大島村行政に関する史料

「村上茂夫家文書」の近代史料のうち、多くを占めるのが大島村の村政に関する行政史料で、内容も多岐に亘っている。明治7年11月6日「官林御拂下之儀ニ付願」(目録番号157)には「大島村小前惣代 村上作兵衛」の名が見えており、明治初頭から官林の払下げなどの実務に関わっていた。明治11年11月「地券税并國税地方税取立(帳)」(目録番号224)は、「本吉郡大嶋村 戸長 村上作兵衛」と書かれていて、戸長として主に地券・地方税関係の実務に関わっていた。近世の大島村の小肝入の地位にあった村上家が、明治以降においても様々な形で村政にかかわっていたことをうかがわせる。その後、大島村助役・村長を歴任した村上作右衛門の時代には、戸籍作成実務・地方税収納・尋常小学校設立・船改め・行政諸調査・徴兵・村会および村会議員選挙・伝染病院設立運営等様々な用件の公文書や通知・届け・書簡が残されている。これらは明治初頭から明治30年代にまで及ぶ。作右衛門の後を継いだ栄作はやはり要害区長などになり、大島村の行政に一貫してかかわりをもった。

私信の中に、軍隊入営地からの報告の手紙やハガキが多数残されている。軍事郵便もあり、軍隊生活が活写されている。日本の戦争を地域資料からひもとくことは、今後重要な作業となろう。

(文責 越智信也)